

白石市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

白石市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、本市の小・中学校教育職員の働き方改革を進め、適切なワーク・ライフ・バランスを実現することで、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒により質の高い教育環境を提供できるようにする。

(2) 本市の現状

本市では、小中学校の教育職員の在校等時間を確認し、適切な業務管理を行うために、各校に専用の端末を配備し、勤務時間を管理職が管理できる体制を作った。また、各校の時間外在校等時間の記録を提出させ、教育職員の在校等時間の管理及び時間外勤務時間の縮減に取り組んできた。

本市における教育職員の令和6年度時間外在校等時間の状況等は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間 を上回る割合	月 80 時間 を上回る割合	年間 360 時間 を上回る割合
小学校	月 24.1 時間	4.4 %	0 %	31.8 %
中学校	月 31.8 時間	16.8 %	0 %	59.3 %

(各校の時間外在校等時間記録を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年の年次有給休暇取得平均日数(令和6年1月1日～12月31日)】

年間 13.4 日 (年度途中で病休、育休等した者を除く)

(年次有給休暇等調査の報告を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年度ストレスチェックの状況】

高ストレス者の割合 10% (23人/230人) (市ストレスチェック実施結果より)

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は中学校で、年間360時間を上回る割合が小・中学校で高くなっており、全体の10%の教育職員は高ストレスであることから、学校における働き方改革を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (令和 11 年度までに)

- 1 ケ月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合を 100%にする
- 1 年間における 1 ケ月時間外在校等時間の平均時間を平均 2 5 時間程度にする
- 年間の時間外在校等時間を 360 時間以内とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(令和 12 年度までに)

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日以上とする (R6 13.4 日)
- ストレスチェックにおける、高ストレス者の割合を 5 %以下にする
(R6 10%)
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画期間 令和 8 年度～令和 12 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間等における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳出歳入予算に組み入れる対象範囲や徴収金業務等の精査を進め、集金業務を一元化ができるシステムの導入を検討し、導入を目指す。

④地域の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、それぞれの地域人材や団体と学校との連絡調整については、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの理不尽で過剰な要求等、学校では対応が困難な事案の対応

- ・保護者に対して、令和8年3月に策定した「学校（園）と保護者・地域との良好な関係づくりのために」や相談窓口（市教育委員会、市青少年相談センター等）の周知を図るとともに、学校が弁護士等の専門家に相談できる環境の構築を目指す。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援ソフトの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和11年度までに学校以外が担うことを目指す。

⑧部活動

- ・令和10年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ AIドリルのさらなる活用を図るとともに、校務支援システムの機能を活用し授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

⑩支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を増やし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援学級等支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検において600点以上を目指す。（R6 470点）
- 時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和11年度までに全校に設置することを目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 白石市教職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領に基づき、所属する教育職員が同要領第2条第1項各号に該当する場合、医師による面接指導を行う。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 全ての小中学校においてストレスチェックを引き続き実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面接指導の干涉を行う。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- 早出遅出勤務やテレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、白石市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、白石市で導

入している専用端末を活用して把握し、その他の目標についても、年休簿の記録、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの県教委等が主催する各種研修を周知し、その内容を積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。